〃	第三十三回	四億円		九十八円八十銭
〃	〃	五億円		九十八円八十二銭
〃	第三十四回	五十億円		九十八円四十七銭
〃	〃	五億円		九十八円四十八銭
〃	第三十七回	百三十四億円		百円四十九銭
〃	〃	十四億円		百円五十四銭
〃	第三十八回	五十九億円		百一円六十三銭
合計		一千二百七十五億円		

○財務省告示第二百五十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年六月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年七月二十七日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	三億円	百五円六十二銭
〃	第十回	十億円	百六円九十二銭
〃	〃	二億円	百七円
〃	〃	十億円	百七円十一銭
〃	第十一回	五億円	百七円六十二銭
〃	〃	五億円	百七円七十二銭
〃	〃	五億円	百七円八十二銭
〃	〃	五億円	百七円九十二銭
〃	〃	七億円	百八円
〃	第十二回	二億円	百七円六十八銭
〃	〃	二十億円	百七円八十銭
〃	第十三回	七億円	百八円九十五銭
〃	第十四回	一億円	百八円二十銭
〃	〃	一億円	百八円三十銭
〃	〃	二十億円	百八円三十四銭

〃	〃	一億円		百八円四十銭
〃	〃	八億円		百八円四十四銭
〃	〃	一億円		百八円五十銭
〃	〃	一億円		百八円六十銭
〃	第十六回	五億円		百九円十五銭
〃	〃	五億円		百九円二十四銭
〃	〃	六十五億円		百九円三十九銭
〃	〃	六億円		百九円四十銭
〃	〃	五億円		百九円四十四銭
〃	〃	五億円		百九円六十銭
〃	〃	十五億円		百九円六十九銭
〃	〃	八十一億円		百九円七十三銭
合計		三百一億円		

○財務省告示第二百五十一号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年七月二十七日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十回	平成二十四年六月二十八日	五千六百四十八万円	五千六百二十九万九千二百六十五円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十一回	平成二十四年六月二十八日	二億円	一億九千九百三十九万二千円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十二回	平成二十四年六月二十八日	二億円	一億九千九百三十六万円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	平成二十四年六月二十八日	二億円	一億九千九百三十九万二千円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十四回	平成二十四年六月二十八日	二億円	一億九千九百三十六万円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十五回	平成二十四年六月二十八日	二億円	一億九千九百三十九万二千円
合計			十億五千六百四十八万円	